

青少年の心を耕す ボランティアポイント制度の普及をめざして

鹿児島県社会福祉協議会は平成22年度から2年間、伊佐市・薩摩川内市・垂水市の各市社会福祉協議会と連携協力して、「児童・生徒のボランティア活動啓発促進モデル事業」（ボランティアポイント制度）に取り組んできました。ここでは伊佐市の現状やこの制度の内容についてお知らせし、平成24年度からの県下各市町村社会福祉協議会での取組に期待したいと思います。

伊佐市の取組



ポイントの押印(本城コミュニティ協議会)

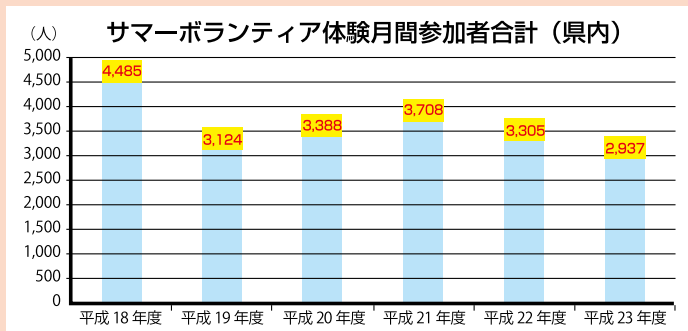
認定証の交付(伊佐市立本城小学校)

伊佐市では、コミュニティ協議会や福祉施設・学校等の協力を得て、小・中・高の各1校で重点的に取り組んでいます。

2年目の今年度は、他校の児童・生徒からのポイントカードの発行申請もみられこの事業も順調に進んでいます。

このボランティアポイント制度は

青少年のボランティア活動を認め・励ますことによって、ボランティア活動参加への意欲を高めるとともに、思いやりの心や福祉の心を育むことを目的としています。



対象者 小学生・中学生・高校生

対象となる活動 地域社会や個人・団体の社会貢献となるボランティア活動

- (例) ①道路・河川・自治会・校区公民館等の清掃活動 ②募金活動、献血
 ③花壇・緑化活動 ④文化・郷土芸能伝承活動 ⑤市行事・イベント等参加
 ⑥災害ボランティア活動 ⑦子ども会活動等の世話 ⑧施設訪問など

ポイントカードの活用方法

(1)全体の流れ



(2)ポイントカードの配布(窓口)

市町村社会福祉協議会・校区公民館・学校・社会福祉施設など

(3)ポイントの発行

窓口でボランティアの内容を確認したうえで、カードにスタンプ押印

(4)ボランティア活動認定証の交付(ある一定のポイント数がたまったら)

社会福祉大会・学校行事等の場で交付します。